（新潟県副知事）　寺田　吉道
国土交通事務官（大臣官房審議官）に採用する
（総合政策局行政情報化推進課長）　和久屋　聡
国土交通事務官に総務省に出向させる
（総務省情報通信国際戦略局付）　増山　寛
総務事務官に国土交通事務官（総合政策局行政情報化推進課長）に昇任させる（以上七月十八日）
（内閣府政策統括官（防災担当））　加藤　久喜
内閣府事務官に国土交通事務官（大臣官房付）に転任させる
（大臣官房付）　海堀　宏喜
復興庁に出向させる
国土交通技官（関東地方整備局京浜港湾事務所長）　今井　泰男
内閣府に出向させる（以上七月二十四日）
独立行政法人自動車事故対策機構監事　佐藤　晴彦
辞職を承認する（七月三十一日）
独立行政法人自動車事故対策機構監事に任命する　加藤　俊子
独立行政法人自動車事故対策機構監事（非常勤）に任命する（再任）
（大臣官房付）　薄山　良幸
国土交通技官（北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長）　奥谷　丈
総合政策局付に配置換する
（港湾局海岸・防災課危機管理室長）　佐瀬　浩市
港湾局付に転任させる
（港湾局付）　川田　貢
北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長に転任させる
（国土政策局離島振興課長）　吉岡　秀弥
関東地方整備局京浜港湾事務所長に転任させる
（内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（経済対策・金融担当））　佐藤　正一
国土交通事務官（国土政策局離島振興課長）に転任させる（以上八月一日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２５５号
仙台市泉区長命ケ丘５丁目１番地の15　メゾン長命305
債務者　笠松　皇子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４６４号
仙台市太白区富沢３丁目20番２号　シャトルW201
債務者　伊藤　洋司
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都築　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４２号
仙台市宮城野区福室６丁目19番４―103号
債務者　片桐　隆之
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都築　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月２日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1987番地376
債務者　ランチボックスこと　栃原二三夫
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９４号
山梨県甲府市住吉４丁目10番32号、住民票上の住所山梨県南都留郡西桂町小沼2294番地２
債務者　古屋　隆男
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
大阪府和泉市青葉台１丁目18番30号
債務者　田守　隆敏
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
大阪府泉佐野市湊３丁目１番27号、前住所大阪府泉南郡熊取町大久保南１丁目1733番地の９―308
債務者　小林　崇成
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
岡山市東区金岡東町１丁目13番39号、旧住所岡山市東区金岡東町２丁目４番18―５号
債務者　平井　里佳（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　威
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５５号
広島市安佐南区祇園８丁目１番15―103号
債務者　松岡　教広
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９１号
広島市中区江波東１丁目20番19号
債務者　北浦　正男
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３２号
広島市南区西旭町16番２号
債務者　フェイムことブティックゴトウこと　後藤　元信
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部